

いっぽさき たぶんかきょうせいかながわ
一歩先への多文化共生神奈川
めざ
を目指して

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第9期）最終報告

2016（平成^{へいせい}28）年^{ねん}10月^{がつ}

がいこくせきけんみん	かいぎ	だい	き	さいしゅうほうこく	1
外国籍県民かながわ会議（第9期）最終報告について					1
1	ち	じ	ていげん		
1 知事への提言					
(1)	ていげん	こう	もく	いちらん	3
(1) 提言項目一覧					3
(2)	しゃかい	せいかつ	ぶ	かい	5
(2) 社会生活部会の提言					5
	ていげん	しゅし			5
提言の趣旨					5
	ていげん	ぎょう	せい	まどぐち	6
	ていげん	ぎょう	せい	まどぐち	6
提言1 行政窓口での通訳導入と多言語情報提供の強化					6
	ていげん	がいこく	じん	ほいく	えんりよう
	ていげん	がいこく	じん	ほいく	えんりよう
提言2 外国人へ保育園利用の啓発と保育園等における多文化対応の					10
	ていげん	すいしん			10
推進					10
	ていげん	にほん	ご	ほ	ご
	ていげん	にほん	ご	ほ	ご
提言3 日本語を母語としない人の就労ステップアップのための					14
	ていげん	にほん	ご	しえん	14
日本語支援					14
(3)	きょう	い	ぶん	か	17
(3) 教育文化部会の提言					17
	ていげん	しゅし			17
提言の趣旨					17
	ていげん	ちゅう	がく	ちゅう	18
	ていげん	ちゅう	がく	ちゅう	18
提言4 中学校夜間学級での外国中学校卒業生受け入れと日本語					18
	ていげん	しどう	かいぜん		18
指導の改善					18
	ていげん	がいこく	つな	が	24
	ていげん	がいこく	つな	が	24
提言5 外国につながりを持つ子どものためのフリースクールの支援					24
	ていげん	けん	ない	だい	25
	ていげん	けん	ない	だい	25
提言6 県内の大学入試における条件緩和					25
2	ていげん	ぎろん			28
2 提言にならなかった議論					28
(1)	ていげん	そ	ち	28	
(1) 提言の措置状況報告の改善					28
(2)	い	にん	じゅう	いん	28
(2) 委任就任時の委員への情報提供の充実					28
(3)	がいこく	じん	どう	し	28
(3) 外国人同士の情報の流通について					28
3	かい	ぎ	かつ	どう	30
3 会議活動状況					30
(1)	かい	ぎ	かい	さい	30
(1) 会議開催状況					30
(2)	おも	かつ	どう	どう	33
(2) 主な活動等					33
(3)	こう	ほう	かつ	どう	34
(3) 広報活動・その他の活動					34
4	さん	こう	しり	よう	35
4 参考資料					35
(1)	けん	ない	がいこく	じん	35
(1) 県内外国人登録者数の推移					35
(2)	がいこく	せき	けん	みん	39
(2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱					39
(3)	がいこく	せき	けん	みん	42
(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領					42
(4)	がいこく	せき	けん	みん	44
(4) 外国籍県民かながわ会議傍聴要領					44
5	がいこく	せき	けん	みん	46
5 外国籍県民かながわ会議（第9期）委員名簿					46

ねん がつ にち
2016年10月25日

かながわけん ち じ くろいわ ゆうじ さま
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちょう なかむら
委員長 中村 ノーマン

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第9期）最終報告について

わたし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき しゅうしんしゃ めい
私 たち 第9期外国籍県民かながわ会議は、11 の国・地域の出身者20名の
いいん こうせい ねん がつ こんかい きょうぎけつか ち じ ほうこく
委員で構成され、2014年11月にスタートし、今回、協議結果を知事への報告と
ていしゆつ
して提出いたします。

けんない がいこくせきけんみん ねん がつげんざい にん げんざい しゅうけいほうほう
県内の外国籍県民は、2016年1月現在174,427人、現在の集計方法となった
ねんい こう か こさいこう けんない りゅうがくせい ねんど か こさいこう にん
2012年以降過去最高、県内の留学生も 2015年度には過去最高の 9,839人とな
にほん ぜんたい ざいりゅうがいこくじん ねんまつやく まんにん ねん やく
りました。日本全体の在留外国人は 2015年末約223万人、2015年に約2,000
まんにん がいこくじんりょこうしゃ にほん おとず
万人の外国人旅行者が、日本を訪れました。

ざいりゅうしかく こうどせんもんしよく しかく ねん もう ぎのうじしゅう
在留資格では、高度専門職という資格が 2015年に設けられ、技能実習で
さまざま しよくしゅ たいしゅう かくだい せつきよくてき がいこくじん う い
も様々な職種にその対象が拡大されるなど、積極的に外国人を受け入れて
いくという政府の姿勢がより一層明確となっています。

せかい ねんまつじてん いえ お ひと かず か こさいた まんにん
世界では、2015年末時点で家を追われた人の数は、過去最多の 6,530万人に
なか ち ちゅうかい へ おうしゅう わた なんみん いみん まんにん こ
なり、中でも地中海を経て欧州に渡る難民・移民が 100万人を超えるなど、
こくさいしゃかい ちゅうもく あつ ふんそう ほかがい いえ お
国際社会の注目が集まっています。このように紛争や迫害によって家を追わ
ひと きゅうぞう さんぽつてき だいさんじせ かいたいせん よ きょうこう
れる人が急増し、「散発的な第三次世界大戦」と呼べると、ローマ教皇はメ
ッセージを ほう
発しています。

このようなか なか たようせい りかい たぶん かきょうせい かんが かつ にほんご
中、多様性の理解、多文化共生といった考え方は、日本語を
ぼご ひと ひつす いっぽう がいこくせきけんみん
母語とする人にとっても必須のものとなっています。一方で、外国籍県民が
にほんしゃかい さんかく おお くだい たぶん かきょうせい
日本社会に参画することは、大きな課題となっており、多文化共生について
とりくみ じゅうようせい ま
の取組は、その重要性を増しています。

にほん ねん きょうとちようせんがっこう かずおお
日本では、2009年の京都朝鮮学校をはじめとするヘイトスピーチが数多く
はっせい おお しゃかいもんだい ねん
発生するなど、大きな社会問題となりましたが、2016年にはヘイトスピーチ
かいしょう ほうりつ しこう かわさきし じょうれいせいいてい うご
解消のための法律が施行され、川崎市では条例制定の動きもあります。また、

かながわけん たげんごしえん
神奈川県でも「多言語支援センターかながわ」がオープンしました。

さらに、こうこうにゅうし ざいけんがいがいこくじんとくべつぼしゅう こうこうすう ぞうか
高校入試における在県外国人特別募集の高校数が増加するなど、
たぶんかきょうせいしさく すす た ぶぶん
多文化共生施策が進みましたが、まだまだ足りない部分もあります。

たぶんかきょうせいしさく すいしん がいこくじん く しゃかい
多文化共生施策を推進することで、外国人が暮らしやすい社会となること
はもちろんです。ほか、その他のマイノリティの方々にとっても暮らしやすい社会
となり、その結果、けっか しゃかいさんか そくしん にほん しゃかい つよ
マイノリティの社会参加が促進され日本の社会を強くし、
にほん ほってん かくしん がいこくせき
より日本を発展させることにつながるものと確信しています。さらに、外国籍
けんみん じりつ すす しゃかいぜんたい ゆた こうか
県民のステップアップや自立が進むことで社会全体が豊かになる効果もあると
かんが
考えます。

こんかい ていげん なか さまざま こんなん ちよくめん がいこくじん かだい
今回の提言は、そのような中、様々な困難に直面する外国人の課題について
ぎろん ていげん ていげん よ ぎょうせいしよくいんひとり
議論し、提言をとりまめました。この提言を読んだ行政職員一人ひとりが
ちい いっぽ ぜんしん きたい
どんな小さなことでもいいので、一歩でも前進することを期待しています。

さいご がいこくせきけんみん かいぎ せっち けいぞく わたし
最後に、外国籍県民かながわ会議を設置・継続するばかりでなく、私たち
いいん いくせい かつよう かながわけん かんしゃ
委員を育成・活用している神奈川県に感謝します。

1 知事への提言

(1) 提言項目一覧

提言1 行政窓口での通訳導入と多言語情報提供の強化

提言内容

(1) 行政窓口での通訳サービスの提供

ア ITを活用したTV通訳システムの展開

イ 通訳リソースとして、自治体内の外国籍県民相談窓口の活用

(2) 行政窓口利用時を活用した関連情報の提供

行政窓口を利用した時に、状況に応じて関連する情報を多言語で提供

提言2 外国人へ保育園利用の啓発と保育園等における多文化対応の推進

提言内容

(1) 外国人への保育園等利用の啓発

多言語で、保育園等が利用可能であること、及び保育園等の保育内容とその機能（6歳までに必要な成長を身に付けることができる）を知らせること。

(2) 保育園等における多文化対応の推進

保育園等の管理職、保育士に対して、外国人が必要とする対応及びリソースを紹介する研修を毎年継続的に実施すること。

提言3 日本語を母語としない人の就労ステップアップのための日本語支援

提言内容

(1) 日本語習得の必要性の啓発

ア 日本語が話せない外国籍県民に対し、日本語を習得するメリットを行政が雇用先に働きかけて、外国人に啓発研修を行うこと。

イ 母語を使って作業労働をさせる企業に、外国籍県民が日本語話者になることでの優遇を行政が啓発すること。

(2) 「外国人就労・定着支援研修」（厚生労働省委託事業、一般財団

法人日本国際協力センター（JICE）実施）の研修回数を増加させること。あわせて広報を充実させることを県から国へ要望すること。

ていげん ちゅうがっこうやかんがっきゅう がいこくちゅうがっこうそつぎょうしやうけい にほんごしどう かいぜん
提言4 中学校夜間学級での外国中学校卒業受入れと日本語指導の改善
ていげんないよう
提言内容

- (1) 外国の中学校を卒業した人に日本語・日本社会を理解するためのチャ
ンスを提供するために、中学校夜間学級の入学を認めること。
(2) 中学校夜間学級での日本語の能力に応じて「特別の教育課程」を
実施すること。

ていげん がいこく も こ しえん
提言5 外国につながりを持つ子どものためのフリースクールの支援
ていげんないよう
提言内容

がいこくじん こうこうじゅけん しえん じちたい じよせい
外国人の高校受験を支援するフリースクールに自治体が助成すること。
ちゅうがっこうやかんがっきゅう どうよう たよう きょういく せんたくし こうこう
中学校夜間学級と同様に、多様な教育の選択肢の1つとして、高校の
にゅうがくしけん たいおう たい じちたい じよせいおよ
入学試験などに対応するためのフリースクールに対して、自治体の助成及び
かくきょういくいんかい せっきよくてき すいしん
各教育委員会のフォローを積極的に推進してほしい。

ていげん けんない だいがくにゅうし じょうけんかんわ
提言6 県内の大学入試における条件緩和
ていげんないよう
提言内容

けんない だいがくにゅうし けんない く がいこくじんせいとむ とくべつぼしゅう もう
県内の大学入試において、県内で暮らす外国人生徒向けの特別募集を設け
る。その際、すでにある留学生と同等の試験とすること。

(2) 社会生活部会の提言

【提言の趣旨】

生活する中で、文化的な違いや種々の差別によって、外国籍県民は多くの不条理と直面し、それを乗り越えて生活をしています。アイデンティティの中核をなす母語を子どもに獲得させること、自分を含めて維持することを大切にす一方、日本社会で受け入れられるために、日本語を習得して日本の制度を理解することも重要だと考えて生活しています。

社会生活部会では、一人ひとりの委員が取り上げた情報提供、子育て、就労支援、ヘイトスピーチ、地方参政権、他の外国人会議との連携など、様々な課題について議論をしました。これまでの提言について進捗があったのかどうか、さらに、実現することで、社会的な弱者を助け、「困り感」を「幸福感」に変える提言であるかを考え、対策や提案を練ってきました。提言している情報提供、子育て、就労支援の問題は、地域の学習会に参加して調査し、部会と全体会議で情報共有して進めました。

情報提供では、IT化のサービスが進んでいることを知りました。より重い相談を丁寧に対応する時間を確保するために、対応しやすい相談等をITサービスで対応することを提言しています。

子育てと就労支援では、外国籍県民の置かれている環境のステップアップが重要だと共感しました。子育てでは、外国人が保育園等を利用できることの啓発によって、子育ての内容充実を狙っています。

就労支援では、日本語が不十分な状態で就労開始すると、日本語が上達せず収入が増えないことに着眼し、就労におけるステップアップを考えました。様々な意見を踏まえ、「三つの提言」としてまとめました。

また、ヘイトスピーチについては、防止教育の大切さや、人権を尊重する必要があるという声が上がったものの、国の法案作りも並行して行われたために、今回の提言では取り上げませんでした。

最後に、外国籍県民の資源を活かし、外国籍県民が地域を構成する一員として、多文化共生による豊かな地域づくりに、地道な活動で、参画・推進するよう祈念いたします。

ていげん ぎょうせいまどぐち つうやくどうにゆう たげん ごじょうほうていきょう きょうか
提言 1 行政窓口での通訳導入と多言語情報提供の強化

ていげんないよう
提言内容

- (1) ぎょうせいまどぐち つうやく ていきょう
行政窓口での通訳サービスの提供
- ア かつよう つうやく てんかい
ITを活用したTV通訳システムの展開
- イ つうやく じちたいない がいこくせきけんみんそうだんまどぐち かつよう
通訳リソースとして、自治体内の外国籍県民相談窓口の活用
- (2) ぎょうせいまどぐちりようじ かつよう かんれんじょうほう ていきょう
行政窓口利用時を活用した関連情報の提供
- ぎょうせいまどぐち りよう としき じょうきょう おう かんれん じょうほう たげんご
行政窓口を利用した時に、状況に応じて関連する情報を多言語で提供

りゆう
【理由】

(1) ア ITを活用したTV通訳システムの展開

げんじょう にほんご ふじゅう がいこくせきけんみん つうやくしゃ はいち
 現状では、日本語が不自由な外国籍県民は、通訳者を配置してい
 る行政窓口においても、当日通訳者がいない場合には通訳者がいる
 日にもう一度来る必要があります。まして、通訳制度がない行政
 窓口では、行政の申請や届けを出すことができず、行政サービスを
 受けることができないケースがあります。

よこはましつるみく なかく みなみく かわさきしかわさきく あさおく まどぐち
 横浜市鶴見区、中区、南区、川崎市川崎区、麻生区の窓口では、
 にほんご ふじゅう かた い たんまつ いたくがいしゃ
 日本語が不自由な方が行けば、タブレット端末で委託会社とつなげ、
 つうやく りよう
 通訳を利用できます。

くやくしょめい 区役所名	げんごすう 言語数	じかん 時間
よこはましつるみくやくしよ なかく 横浜市鶴見区役所、中区 やくしよ みなみくやくしよ 役所、南区役所	げんご えいご ちゅうごくご 2言語 (英語、中国語)	へいきんたいおうじかん 平均対応時間 10～15分
かわさきしあさおくやくしよ 川崎市麻生区役所	げんご えいご ちゅうごくご 3言語 (英語、中国語、 かんこく ちょうせんご しゅわ 韓国・朝鮮語) と手話	けん げんそく ふん 1件で原則として15分
かわさきしかわさきやくしよ 川崎市川崎区役所	げんご えいご ちゅうごくご 7言語 (英語、中国語、 ポルトガル語、スペイン ご かんこく ちょうせんご 語、韓国・朝鮮語、タガ ご ログ語、ベトナム語)	けん げんそく ふん 1件で原則として10分

このサービスで全ての問題を解決するわけではありませんが、
 にほんご ふじゅう がいこくせきけんみん ゆうえき
 日本語が不自由な外国籍県民にとって有益です。この通訳制度が使え
 ると行政窓口で必要な届出ができるようになる可能性が増え、様々
 な届出や申請をすることで、行政サービスを受けることができない
 という問題を防ぐことが期待されます。

一方、より複雑な問題を抱える外国人には、より手厚いサポートが必要となるので、県や市が設置している外国人相談で対応することとなります。このようなサービスがあることで、比較的簡単な通訳で時間を費やさないサービスを区分けし、本当に必要とする相談に集中できる効果が期待されます。

どこの行政窓口でも、応用できそうな事例として、転入してきた外国人にITを活用した通訳サービス制度の導入を提案します。

（参考）

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/asao/0000048271.html>
麻生区役所TV通訳（対面式多言語案内・手話案内）システム運用管理要綱

（１）イ 通訳リソースとして、自治体内の外国籍県民相談窓口の活用

県立地球市民かながわプラザで県が行っている外国籍県民一般相談・教育相談の相談員を、通訳リソースとして全県で有効活用すること。

県立地球市民かながわプラザの一般相談・教育相談の窓口では、自治体の行政窓口を訪れた外国人が通訳を必要とした時に、その行政から必要言語を提供している時間帯に電話を受け、相談員が他の相談をしていない時に、外国籍県民相談の一環として、相談員が通訳のサービスを提供しています。

このような、外国籍県民相談窓口の活用を県内の各自治体に協力するよう働きかけ、各行政窓口に広報してほしいです。

外国人が、簡単な届出の際に、通訳が介在することで、届け出ができるようになり、外国人にとっての利便性が向上します。提言（１）アが、全県で浸透するまでの間このサービスを実施してほしいです。

（２）行政窓口利用時を活用した関連情報の提供

日本語力が不十分な人は、社会理解も不十分であり、問題が発生してから対応を考える状況にあり、本人も大変であるが、対応する区役所や支援者も対応に苦慮することがあります。

行政窓口を利用した機会をとらえ、ライフコースに沿って、近い将来必要になると思われる関連情報の提供を受けることで、問題の発生を未然に防ぐことができます。近々必要となる情報だとわかっていれば、

かんしん たか じょうほうていきょう ゆうえき かんが い か れい しめ
 関心は高く、情報提供は有益だと考えます。以下に、例を示します。

がいこくせきけんみん てんにゆう
 外国籍県民が転入したら、

パンフレット名	ほんやくげんご 翻訳言語	はっこうもと 発行元
かながわ こんにちは神奈川	えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポ ルトガル語、スペイン語、ベトナ ム語	
がいこくせきじゅうみんそうだんまどぐち 外国籍住民相談窓口	ちゅうごくご かんこく ちょうせんご 中国語、韓国・朝鮮語、タガログ 語、ポルトガル語、スペイン語、 ベトナム語、英語、タイ語、カン ボシア語、ラオス語	けんこくさいか 県国際課
たげんごせいかつ かながわ多言語生活ガイド	ちゅうごくご かんこく ちょうせんご 中国語、韓国・朝鮮語、タガログ 語、ポルトガル語、スペイン語、 ベトナム語、英語、タイ語、カン ボシア語、ラオス語	こうえき ざいだん ほうじん 公益財団法人
がいこくじんじゅうみんむ ぼうさい 外国人住民向け防災リー フレット「災害のときの 便利ノート」「『災害の ときの便利ノート』の使 い方」	ちゅうごくご かんこく ちょうせんご 中国語、韓国・朝鮮語、タガログ 語、ポルトガル語、スペイン語、 ベトナム語、英語、タイ語、カン ボシア語、ラオス語、ネパール語	けんこくさい かながわ国際 交流財団
かくし こくさいこうりゅうきょうかい ほんご がいこくごじょうほうし 各市や国際交流協会で発行している外国語情報誌		

など、各種多言語情報を提供します。

子どもの年齢を確認して、または、母子手帳を発行した時に、予防接種、就学案内、子ども手当などの案内をします。

パンフレット名	翻訳言語	発行元
すくすくジャパン	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語	内閣府
外国人児童生徒のための就学ガイドブック	英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語	文部科学省
すこやかな妊娠と出産のために	英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、中国語	厚生労働省
「児童手当」に関する多言語での説明	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、インドネシア語、フランス語、ドイツ語	一般財団法人 自治体国際化協会
外国人保護者のための予防接種のしおり	中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タイ語、カンボジア語、ラオス語	公益財団法人 かながわ国際交流財団

情報を入手した時に、次は何の準備が必要であるか分かると、将来の問題を未然に防ぐことができる効果が期待できます。

提言2 外国人へ保育園利用の啓発と保育園等における多文化対応の推進

提言内容

(1) 外国人への保育園等利用の啓発

多言語で、保育園等が利用可能であること、及び保育園等の保育内容とその機能（6歳までに必要な成長を身に付けることができる）を知らせること。

(2) 保育園等における多文化対応の推進

保育園等の管理職、保育士に対して、外国人が必要とする対応及びリソースを紹介する研修を毎年継続的に実施すること。

【理由】

(1) 外国人への保育園等利用の啓発

多くの外国人は、自分の子どもを預けるのに保育園等を利用できるということを知らない、あるいは理解していません。

また、外国人の保護者の中には、保育園等でどのような対応をして貰えるのか、不安を抱えている人もいます。

このため、日中子どもの面倒を見ることができない世帯では、専門的な教育を受けていない知り合いに子どもを預けたりすることが多く、適切な保育サービスを受けることができません。

小学校に上がる前に必要な育児ができないことでは、結果として、子どもを十分に成長させることができないことがあります。成長が不十分なために、子どもが言葉を獲得するのが遅れ、思いを発信できないために、情緒不安定にもなることがあります。

人は、言葉を通じて、社会性、感情のコントロール、ものごとの認知、コミュニケーション能力といった社会的な能力を獲得するため、このような社会的・感情的能力の発達は、その後の学校での適応や学業の成績を左右する要因となります。

外国につながる家庭では、家庭の中で日本人と同じ教育を受けることは難しいのが現状であり、外国につながる家庭で育った子どもは、小学校入学時に、日本語の言葉や日本での社会のルールなどの理解に、日本人との差が生じています。

さらに、小学校以降での学習でも差が出てしまい、人との交流ができず、小学校以降で必須な集団生活ができないことがあります。また、言葉を持たないと学習ができず、通訳を入れようにも、言葉を持ってい

ないために、^{がくしゅう はい なが じかん}学習に入るのに長い時間がかかることがあります。その^{けっか がくしゅう おく こうこう しんがく}結果、学習が遅れて、高校に進学ができず、その後の自分の力で学習^{むずか}しようとしても、ステップアップすることが難しくなります。

このようなことを防ぐためにも、^{ふせ せんもんでき ほいく う}専門的な保育サービスを受けることが必要^{ひつよう}であると考え^{かんが}ます。

各自自治体で^{かくじちたい がいこくせきけんみん ほいく う}外国籍県民も保育サービスを受けられることを知らせて、^{にゅうえん てつづ にゅうえんご せいかつ たげんご}入園の手続き、入園後の生活などについてなど多言語や、ルビを振った^{にほんご じょうほうはっしん すいしん ひつよう}やさしい日本語での情報発信を推進することが必要です。

その際、日本人でも^{さい にほんじん りかい むずか}理解が難しいといわれる^{ほいくえんとう しんせいしょ}保育園等の申請書をわかりやすくする必要があります。その上で、やさしい日本語や多言語に^{ひつよう}翻訳する必要^{ひつよう}があります。

あわせて、その中に、^{なか ほいくえんとう こ なに まな}保育園等で子どもが何を学べるのか、どんな力^{ちから}をつけるのかなどの説明も必要であり、そのような説明があると外国に^{せつめい ひつよう せつめい がいこく}つながる保護者も安心^{ほごしや あんしん}することができます。

保育園等の中に、^{ほいくえんとう なか たぶんかたいおう かのう ほいくえんとう}多文化対応が可能な保育園等があり、そのような^{えん がいこくせきけんみん ほごしや つた せいかつこんきゅう りようかのう}保育園を外国籍県民の保護者に伝えるとともに、生活困窮でも利用可能な^{ほいくえんとう はい しえん かくじゅう ひつよう}ことを知らせるなど保育園等に入るための支援を拡充することが必要^{ひつよう}です。

そこで、有効^{ゆうこう}と考えられるのは、「すくすくジャパン」内閣府作成^{ないかくふさくせい}（^{ほんやくげんご えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご}翻訳言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語）^{しりょう}の資料^{しりょう}です。このような資料^{しりょう}を有効^{ゆうこう}に活用^{かつよう}することで、資料^{しりょう}の作成^{さくせい}や説明^{せつめい}がより^{おこな}行いやすくなる^{かんが}と考え^{かんが}ます。

(2) 保育園等における多文化対応の推進

多文化対応の保育園等は、^{たぶんかたいおう ほいくえんとう がいこくご たいおう}外国語での対応^{くわ}ができることに加え、まずその^{こ かんげい}子どもを歓迎^{ひつよう}することが必要^{ひつよう}です。すべての言語^{げんご}に対応^{たいおう}することは^{ふかのう おも}不可能^こだと思^{なまえ}いますが、まずあいさつやその子どもの名前^こをその子の母語^こで^{ひょうき}表記^{おこな}する^{ひつよう}などを行う^{かんが}ことが必要^{かんが}と考え^{かんが}ます。

言葉^{ことば}の問題^{もんだい}もこれだけで^{かいけつ}すぐに解決^{かいけつ}するわけでは^{がいこく}ありませんが、外国^{がいこく}に^{ほごしや こ}つながる保護者^{ほごしや}や子ども^こが、その場^ばで認め^{みと}られ、居場所^{いばしょ}として受け入れ^うられると^{かん}感じ^{かん}られるように^{がいこくご たいおう もと}するためにも外国語^{がいこくご}で対応^{たいおう}を求め^{もと}ます。

さらに、外国人^{がいこくじん}には^{こそだ}子育て^{ぶんかてき}の文化的^{ちが}な違い^{ちが}があることを知る^しことが必要^{ひつよう}です。

例

- 日本の幼稚園・保育園では裸足保育を実践しているところがありますが、それに違和感を抱く保護者がいます。出身国に比べると子どもたちに薄着をさせることに驚く保護者がいます。その背景には考え方や習慣の違いもありますが、子どもが体調を崩すと仕事を休まなければならないことに対する心配もあるようです。
- 日本人にとっては当たり前前の習慣でも、それが保護者の出身国にはないということはよくあります。例えば、食事の前に「いただきます」と言う習慣がない国の保護者の場合、子どもも「いただきます」を言わずに食べ始めてしまうということがあります。そんなときには、即座に「しつけができていない」という判断をするのではなく、文化や習慣の違いによる可能性を考えてください。

やまがただいがくきばんきょういっくいんうつつみけんきゅうしつ
山形大学基盤教育院内海研究室ホームページより
<http://www.renrakucho.net/index.shtml>

このような外国につながる保護者に対し、分かりやすく日本の考え方を伝えることで、外国人の子どもが持っている文化的な違いを理解して子どもに接することが重要です。

外国人保護者が地域で孤立している場合があるので、親同士のネットワークづくりにも保育園等が果たす役割があります。これらを含めた管理職向けの研修を毎年継続的に実施することが必要です。

保育士の研修において、管理職へのメニューに加え、現場指導のプログラムが必要です。外国人の文化的、経済的な違いから子育ての悩みが異なること、子育ての仕方が多様なことを知ってもらい、子どもと家庭の要望に合わせたことば（日本語と母語のバランス）習得への配慮や、子どもが集団生活に馴染むために、言語に配慮しながら、活動を工夫することが必要です。

特に、上げておきたいことは、言語力を身につけるにあたって、教える保護者の役割の重要性です。保育士が善意で安易に日本語ができないお母さんに対して「家庭でも日本語で」と指導することが将来問題を起こすことを知ることは重要です。

保護者が、ただどしい日本語で子どもに日本語を教えた結果、子どもが母語、日本語どちらの言語も習得できずにコミュニケーションができないということがあり、このことに対する保育士への研修は子どもの人生を大きく左右する重要なことです。保育士向けの多文化研修は、

よこはまし がいこくせき おお く じっし かくじちたい てんかい きぼう
横浜市の外国籍の多い区で実施されており、各自治体への展開を希望しま
す。

提言3 日本語を母語としない人の就労ステップアップのための日本語支援
提言内容

- (1) 日本語習得の必要性の啓発
- ア 日本語が話せない外国籍県民に対し、日本語を習得するメリットを行政が雇用先に働きかけて、外国人に啓発研修を行うこと。
- イ 母語を使って作業労働をさせる企業に、外国籍県民が日本語話者になることでの優遇を行政が啓発する。
- (2) 「外国人就労・定着支援研修」(厚生労働省委託事業、一般財団法人日本国際協力センター(JICE)実施)の研修回数を増加させること。あわせて広報を充実させることを県から国へ要望すること。

【理由】

- (1) 日本語習得の必要性の啓発
- 日本語を使うことを必要としていない職場で働いている外国人は、日本語を話す機会がないために、日本で資格を取ることや、より所得の高い仕事につくなど、ステップアップしていくことが困難であり、この結果、年齢を重ねても仕事の選択肢が広がらず、収入の向上が見込めないため、安心して暮らすことができません。
- また、安定した職を得られないことで、健康面や体力面から就労できなくなった時の保障がなく、長く福祉の世話になるリスクを抱えています。
- 2015年3月に公表された川崎市による外国人市民実態調査によると、日本語を読む書く話すを問題なくできるのは、約40%にとどまっており、逆に言うと残り約60%が日本語能力に課題があると思われます。
- 背景には、以下の3つの問題があります。①安定雇用の場合でも、日本語を学ぶ機会がない。②個人の能力に応じた学習の機会が職場にも地域にもない。③労働力に対する適切な対価がないために、学習する経済力がない。
- 日本語を使って学習できるようになり、成長することが、外国人本人だけでなく雇用している企業にとっても、有益であること(災害発生時の対応など)を啓発する必要があります。コミュニケーション力が高まることで、多様な考えを活用し、より良い仕事ができるようになります。そのために、外国人が、日本語で社会生活や仕事を送れる程度の日本語力を身につけることが必要です。しかし、現状では、日本語でのコミュ

コミュニケーションよりも外国語で与えられた作業に集中できる職場環境が多くあり、日本語力を高める機会が少ないです。さらに、技量を外国人が身につけるためには、その技量を学習して理解するための日本語力が必要です。

日本語を使った労働に魅力があり、さらに日本語の力と職場の経験をステップアップに活かす道筋を知ること大切です。そのために、企業や外国人に対する意識の啓発が必要です。

日本語で仕事のためのコミュニケーション力をきちんと習得することで、就労の機会が拡大し、さまざまなリスクを軽減する可能性があります。能力に応じて日本語の力量を高める講座が厚生労働省によって用意されていることも、紹介してほしいです。

(2) 「外国人就労・定着支援研修」(厚生労働省委託事業、一般財団法人日本国際協力センター(JICE)実施)の研修回数を増加させ、あわせて広報を充実させること。

(1) で記載したとおり、外国人の就労におけるステップアップを実現するための日本語研修が必要です。

厚生労働省が実施している「外国人就労・定着支援研修」が毎年全国的に開催されており、日本語が不自由な外国人にとって有益な研修であると考えます。その研修回数を増加させるとともに、広報を充実させ、必要としている外国人に伝わるようにすることで、外国人のステップアップにつながる支援が可能となると考えます。

また、神奈川県においては、講座の側面支援できる内容(広報、会場確保、相談業務における求職者のハローワークの紹介など)は、積極的に取り組んでほしいです。

がいこくじんしゅうろう ていちゃくしえんけんしゅう がいよう
【外国人就労・定着支援研修の概要】

<p>がいよう 概要</p>	<p>ひとでぶそくさんぎょう せいちょうさんぎょう じんざいかくほ しえん 人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援すること もくてき にほんご ふく しょくば を目的とし、日本語も含めた職場でのコミュニケーション、 にほん ろうどうほうれい こようかんこうとう きほんてきちしき りれきしょ さくせいとう 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識、履歴書の作成等の ちしき しゅうとく けんしゅう 知識を習得することができる研修</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ねっしん きゅうしょくかつどう おこな しゅうしょく いよく たか みと 熱心に求職活動を行い、就職への意欲が高いと認められ るにもかかわらず、にほんご コミュニケーションのうりよくとう しゅうろう に必要な知識やスキルが十分ではないこと等が原因で、 ひつよう ちしき じゅうぶん とう げんいん 安定的な雇用に就くことが困難である定住外国人（「日本人 あんていでき こよう つ こんなん ていじゅうがいこくじん にほんじん の配偶者等」、「永住者」、「永住者の配偶者等」、 はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ていじゅうしゃ ざいりゅうしかく ゆう がいこくじん きゅうしょくしゃ 「定住者」の在留資格を有する外国人）求職者。</p>
<p>じっし 実施 ちいき 地域</p>	<p>とふけん いばらき とちぎ ぐんま さいたま ちば とうきょう かながわ 15都府県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 いしかわ ながの ぎふ しずおか あいち みえ しが おおさか 石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪）</p>
<p>けんしゅう 研修 じかんとう 時間等</p>	<p>あ そうけんしゅうじかん じかん コース当たりの総研修時間は90～132時間 につちゅう やかん どにち とうちいき じつじょう じゅこう あ 日中、夜間、土日コース等地域の実情や受講ニーズに合わせて せってい 設定</p>
<p>じっし 実施 きぼ 規模</p>	<p>へいせい ねんど 平成27年度においては、以下の規模で実施 じゅこうしゃすう やく にん 受講者数 約4,100人 じっしちいきすう ちいき 実施地域数 84地域</p>

(3) 教育文化部会の提言

【提言の趣旨】

多文化共生の社会を実現するためには、外国籍住民を含めたすべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが非常に重要だと考えています。

神奈川県は、他の都道府県に比べ、在県外国人等特別募集枠が多く、多文化教育コーディネーターの派遣など、外国につながる子どもの支援が充実していますが、それでも外国につながる生徒が高校に進学する道は限られています。

その道をどうしたら広げることができるかを中心に議論した結果、中学校夜間学級とフリースクールの提言となったものです。

学齢超過などの理由で日本の中学校に入れず、学ぶ場や居場所のない外国につながる子どもが高校進学したい場合、中学校夜間学級や外国人を支援するフリースクールなど限られた場所で勉強するしかないのが現状です。高校進学率が低い、大きな原因の一つでもあるので、「外国籍住民の学び直しをするための中学校夜間学級入学条件の緩和と日本語指導の改善」をメインテーマとして、最初から多くの時間を割り振り、東京の中学校夜間学級の見学と意見交流も含め、積極的に議論を重ねてきました。2015年7月の文部科学省の通知により日本の中学校を形式的に卒業した人達の学び直しが実現した今、外国の中学校卒業生の学び直しも認めてほしいことを中心に提言しました。

また、外国人を支援するフリースクールも高校に進学したい外国につながる子どもの学習支援をする場として重要な役割を果たしてきました。財政面の支援が重要だと考え、今期の提言に盛り込みました。

さらに、高校を卒業した後、ステップアップするために、大学などへの進学についても議論しました。

日本語を母語としない外国につながる子どもにとって、大学入試の小論文と面接での競争は非常に不利です。社会にとっても未来を担う優秀な人材が大学に入れないのは大きな損失なので、私費留学生と同じく外国人生徒の特別選抜を設けてほしい提言をまとめました。

本期教育文化部会では、「実行性がある」提言をまとめることを目標にしています。これらの提言をきっかけとして、外国につながる子どもたちの教育機会がより拡大することを期待します。

提言4 中学校夜間学級での外国中学校卒業生受入れと日本語指導の改善

提言内容

- (1) 外国の中学校を卒業した人に日本語・日本社会を理解するためのチャ
ンスを提供するために、中学校夜間学級の入学を認めること
- (2) 中学校夜間学級での日本語の能力に応じて「特別の教育課程」を
実施すること

【理由】

- (1) 外国の中学校を卒業した人に日本語・日本社会を理解するためのチャ
ンスを提供するために、中学校夜間学級の入学を認めること。

2015年7月の文部科学省の通知が出る前までは、日本の中学校を形式的に卒業した人達も外国の中学校を卒業した人も中学校夜間学級には入学できませんでした。

2015年3月から教育文化部会では、メインテーマとして日本の中学校を含む形式的卒業生の学び直しのための入学条件の緩和について、東京の中学校夜間学級の見学と意見交流を含め、積極的に議論を重ねてきました。こうした中、中学校夜間学級に入学希望する者のうち、実質的に義務教育を十分に受けられていない形式的卒業生の入学が認められた今、外国の中学校を卒業した者の学び直しのための入学も認めてほしいです。

外国で中学校を卒業してから来日しても、日本の中学校で学ぶべきことを学んでいない教科、または教科の一部があり、日本語力の不足、教科学習の不足から、来日してすぐには、高校入試に合格することはできず、教育の受皿がない場合があります。また、何とか高校に進学しても、学習についていけず、退学してしまう場合もあります。

高校進学の可能性を持つ人のキャリア選択を狭めてしまい、結果として所得が低い状況をする状況にあります。これは、税金の機会損失でもあり、その対策として、中学校夜間学級で、日本語の基礎知識及び教科の知識を得るために学ぶことが有効です。

一方、次の提言で行うフリースクールも中学校夜間学級と同様に重要であり、その子どもの状況に応じ、フリースクール、中学校夜間学級に通うことが必要と考えます。

なお、中学校夜間学級への入学を希望する人が増えることにより、県内2か所の中学校夜間学級では不足することが予想されます。中学校

やかんがっきゅう じゅうよう おう ぞうせつ ちゅうがっこうやかんがっきゅう しんせつ
夜間学級の需要に応じて、クラスの増設または中学校夜間学級の新設を
じっし けんとう
実施することも検討してほしいです。

(2) 中学校夜間学級での日本語指導の充実

ちゅうがっこうやかんがっきゅう にほんごしどう じゅうじつ
中学校夜間学級で学ぶ人は、年齢も背景も多様であり、集合教育で
にほんご しどう じっし こうか せいと すく にほんごりよく み
日本語の指導を実施しても、効果のある生徒が少なく、日本語力が身につ
きません。ほんらいがくしゅう きょうか がくしゅう すす けっか こ たち
本来学習すべき教科の学習が進まない結果となり、子ども達
せいちょう はか
の成長を図ることができません。

おお いっぱん ちゅうがっこう がいこく き こ とう い
多くの一般の中学校では、外国から来た子どもを、どのように受け入
れるか暗中模索ですが、さまざまとりくみ おこな かつどう
様々な取組が行われています。それらの活動の
ちくせき けっか ねん がつついたち しこう がっこうきょういくほうしこうきそく かいせい
蓄積の結果が、2014年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正
とくべつ きょういく かにてい ちゅうがっこうやかんがっきゅう
での「特別の教育課程」につながっています。中学校夜間学級でも
じちたい のうりよく おう にほんごしどう きょうかしどう おこな
自治体によっては、能力に応じた日本語指導や教科指導が行われていま
す。

かながわけんない ちゅうがっこうやかんがっきゅう にほんご きょうか がくしゅう
そこで、神奈川県内の中学校夜間学級でも、日本語で教科の学習に
さんか ちゅうがくせい しえん しく とくべつ きょういく かにてい
参加できない中学生を支援するための仕組みとして、「特別の教育課程」
とりくみ せっきよくてき じっし
の取組を、積極的に実施してほしいです。

かながわけんこくさいか じっし
(ルビは神奈川県国際課が実施)

しよしよきだい ごう
27初初企第15号
へいせい ねん がつ にち
平成27年7月30日

かくとどうふけんきょういくいいんかいきょういくちよう
各都道府県教育委員会教育長
かくしていと しきょういくいいんかいきょういくちよう どの
各指定都市教育委員会教育長 殿

もんぶかがくしよしよとうちゅうとうきょういくきよくしよとうちゅうとうきょういくきかくちよう
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
くしだ としみ
串田 俊巳
いんえいいんさつ
(印影印刷)

ぎ むきょういくしゅうりようしや ちゅうがっこうやかんがつきゅう さいにゅうがく きぼう
義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した
ばあい たいおう かん かんが かつ たうち
場合の対応に関する考え方について (通知)

じゅうらいもんぶかがくしよ ぎ むきょういくしよがっこう しゅうがく ねんれい こ もの ちゅうがっこう
従来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を超えた者の中学校
うけい とう ちゅうがっこう そつぎょう ばあい
への受入れについては、ホームページ等において「中学校を卒業していない場合は
しゅうがく きよか さ つか かんが かつ しめ いちどちゅうがっこう そつぎょう
就学を許可して差し支えない」との考え方を示してきましたが、一度中学校を卒業
もの さいにゅうがく きぼう ばあい かんが かつ めいかく しめ
した者が再入学を希望した場合の考え方については明確に示していなかったところで
す。

じょうきょう なか さまざま じじょう がっこう かよ じっしつてき じゅうぶん
このような状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な
きょういく う がっこう はいりよとう ちゅうがっこう そつぎょう もの あらた
教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて
ちゅうがっこう まな なお きぼう もの い か にゅうがくきぼうきそつしや ちゅうがっこう
中学校で学び直すことを希望する者(以下「入学希望既卒者」という。)が、中学校
やかんがつきゅう い か やかんちゅうがく にゅうがく きぼう いちどちゅうがっこう そつぎょう
夜間学級(以下「夜間中学」という。)に入学を希望しても、一度中学校を卒業
りゅう きほんてき にゅうがく ゆる じったい しよう
したことを理由に基本的に入学を許されていないという実態が生じています。

ほんらい しやかい じりつてき い きそ つちか こつかおよ しやかい けいせいしや ひつよう
本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされ
きほんてき ししつ やしな ぎ むきょういく もくてき て ぎ むきょういく う きかい
る基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を
すべ もの じっしつてき ほしよう きわ じゅうよう へいせい ねん もんぶかがくしよ
全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。しかし、平成26年に文部科学省
じっし ちゅうがっこうやかんがつきゅうとう かん じったいちようさ すべ やかんちゅうがく
が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」においては、全ての夜間中学に
にゅうがくきぼうきそつしや にゅうがく みと じじつ
おいて、入学希望既卒者の入学が認められていないという事実や、いわゆる
じしゅやかんちゅうがく しきじこうぎ ば ふとうこうとう ぎ むきょういく じゅうぶん う
自主夜間中学や識字講座といった場において不登校等により義務教育を十分に受けられ
ぎ むきょういくしゅうりようしや おお まな じじつ あき
なかつた義務教育修了者が多く学んでいるといった事実が明らかとなったところで
す。

へいせい ねん こうせいろうどうしよう じっし きよじゅうじったい はあく じどう かん
また、平成26年に厚生労働省が実施した「『居住実態が把握できない児童』に関する
ちようさ へいせい ねん もんぶかがくしよ じっし むこせき がくれいじどうせいと しゅうがくじょうきょう
る調査」や平成27年に文部科学省が実施した「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に
かん ちようさ けつかどう おや ぎやくたい むこせきとう ふくざつ かてい じじょうとう
関する調査」の結果等によれば、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭の事情等によ

り、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている者が存在することが明らかになっています。

さらに、文部科学省が実施した「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」の結果によれば、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けた学校外での個人の努力を評価し学校における指導要録上出席扱いとすること等、児童生徒の立場に立った柔軟な取扱いも広く行われており、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます。

このような状況を踏まえると、入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を実質的に確保する観点から、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であると考えられます。

については、入学希望既卒者の夜間中学への入学許可に当たっての基本的な考え方を下記のとおりとしましたので、市町村教育委員会におかれては、これらの考え方を参考に、各夜間中学の収容能力に応じて、可能な限り受入れに取り組みされるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があつたときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人および既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な

基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

(1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース

(2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース

(3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース

(4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース

(5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱えている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

4. なお、入学希望既卒者の夜間中学への受入れに当たって想定される基本的な手順(別添)を作成したので参考とされたいこと。

さんこう とくべつ きょういくかてい

参考2 「特別の教育課程」

ぎむ きょういくしょうがっこう にほんごしどう あら たいせいせいび ばっすい
義務教育諸学校における日本語指導の新たな体制整備について（抜粋）

はいけい

1. 背景

- ていじゅうがいがいこくじん ぞうか くわ ほごしゃ こくさいけっこん ぞうか にほんう がいがいこくじんじどう
○ 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童
せいと ぞうか にほんごしどう ひつよう じどうせいとすう ぞうか
生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
- ちいき しどう しえんたいせい
○ 地域による指導・支援体制のばらつき

せいど がいよう

2. 制度の概要

とくべつ きょういくかてい にほんごしどう
「特別の教育課程」による日本語指導

① 指導内容

じどうせいと にほんご がっこうせいかつ いとな がくしゅう と く しどう
児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導

② 指導対象

しょう ちゅうがっこうだんかい ざいせき にほんごしどう ひつよう じどうせいと
小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒

③ 指導者

にほんごしどうたんとうきょういん きょういんめんきょ ゆう きょういん およ しどうほじょしゃ
日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者

④ 授業時数

ねんかん たんいじかん たんいじかん ひょうじゅん
年間10単位時間から280単位時間までを標準とする

⑤ 指導の形態及び場所

げんそく じどうせいと ざいせき がっこう と だ しどう
原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導

⑥ 指導計画の作成及び学習評価の実施

けいかくおよ じっせき がっこうせつちしゃ ていしゅつ
計画及びその実績は、学校設置者に提出

せいどどうにゅう こうか

3. 制度導入の効果

- じどうせいとひとりひとり おう にほんごしどうけいかく さくせい・ひょうか じっし
○ 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
- がっこうきょういく にほんごしどう しつ こうじょう
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- きょうしよくいんどうけんしゅうかい かんけいしゃかいぎ じっし
○ 教職員等研修会や関係者会議の実施
- ちいき がっこう かんけいしゃ いしきおよ しどうりよく こうじょう
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- がっこうきょういく にほんごしどう たいせいせいび
○ 学校教育における「日本語指導」の体制整備
- そしきてき けいぞくてき しえん じつげん
→ 組織的・継続的な支援の実現

提言5 外国につながりを持つ子どものためのフリースクールの支援

提言内容

外国人の高校受験を支援するフリースクールに自治体が推進すること。
中学校夜間学級と同様に、多様な教育の選択肢の1つとして、高校の
入学試験などに対応するためのフリースクールに対して、自治体の助成及び
各教育委員会のフォローを積極的に推進してほしい。

【理由】

外国につながりを持つ子どもは、高校進学を果たすために、高校進学のための
フリースクールを活用してきました。2014年度まで国からの予算で定住
外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋教室）が運営されていましたが、
その予算が国100%負担から、1/3を自治体が負担する形に変更となり、予算
措置ができない自治体のフリースクールでは、公的資金による経済基盤がなくな
りました。

持続しているフリースクールは、財政基盤の脆弱さから、子ども達の受入
れ規模の縮小と支援の量と質を後退せざるをえない状況にあり、フリー
スクールの需要と供給のバランスが崩れているのが現状で、フリースク
ールに通いたい子どもがフリースクールに通えないため、高校進学を断念してい
る場合も生じています。

財政的な支援をすることで、高校進学を果たすことができることは、すでに
実績があるので、各自治体で、フリースクールへの予算措置の検討を進めてほ
しいです。

一方、前の提言で行った中学校夜間学級もフリースクールと同様に重要
であり、その子どもの状況に応じ、フリースクール、中学校夜間学級に通
うことが必要だと考えます。

また、県の相談窓口に来た人、高校進学のためのフリースクールに入った人
及び受け入れられなかった人の状況を可能な限り把握してほしいです。

提言6 県内の大学入試における条件緩和

提言内容

県内の大学入試において、県内で暮らす外国人生徒向けの特別募集を設ける。その際、すでにある留学生と同等の試験とすること。

【理由】

日本語指導が必要な子どもが、高校で日本語力を高める支援を受け、校内で優秀な成績を得ても、自分の希望するキャリアを実現する大学を受験する際のハードルが高いのが現状です。

高校が生徒を選抜して、進学先に推薦できる選抜制度がありますが、試験には小論文と面接があり、日本語を母語としない子どもと日本人が競争する受験制度では外国につながりを持つ子どもが著しく不利となる以下の状況があります。

小論文を書くためには、設定されたテーマの資料を読み解く日本語力が必要です。さらに、現代社会に関する一般的な知識を加えて主張と理由を組み立てる必要があります。それらを定められた文字数内に主張として日本語で記述します。この条件で、外国人生徒が、日本人生徒と競争することには不条理があると考えます。

そこで、県内の大学入試について、在日外国籍の方に対し、私費留学生と同等く外国人生徒の特別選抜を設けてほしいです。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍で永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在の在留資格のある人 日本国籍を取得して9年以内の人
原則	日本の小学校4年以上の学年に編入学した日本での就学歴が9年以内の人
その他	日本語能力試験N1を取得していること

留学生が、日本のグローバル化に寄与すると期待されています。しかし、グローバル化は、外国にある要素を活かすだけでなく、日本にあった地域の強みを掛け合わせる必要があります。外国人生徒は、長く日本に住んでいる分、日本を理解できている強みがあり、複数の文化を持ち、高等教育機関で学習することにより、地域のさらなる豊かさのために留学生と同様に寄与できます。

また、文部科学省が示した「大学改革実行プラン」には、グローバル化に対応した人材の確保や、地域再生の核となる大学づくり等が掲げられています。ここで、日本で生活する外国人の権利が問題となった1980年代の「内なる

国際化」に立ち返って考え、大学の評価基準に、留学生ではない外国人学生の比率を加えることは効果的ではないでしょうか。

とくに、地域の大学は、地域で必要とされることが存在意義として大きく、その意味でも外国人が多い神奈川県で、外国人枠を特色として打ち出すことが地域と大学との協働のひとつではないかと考えます。

なお、これに似た取組は宇都宮大学で平成28年度学生募集が実施されています。

参考3

県立保健福祉大学平成28（2016）年度特別選抜（私費外国人留学生）学生募集要項

出願資格

特別選抜（私費外国人留学生）に志願できる者は、次の(1)～(4)のすべてに該当する者となります。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における12年の課程を平成28（2016）年3月31日まで修了した者又は修了見込の者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 外国において、スイス民法典に基づく財団法人バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者で、平成28（2016）年3月31日までに満18歳に達する者
 - ③ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者で、平成28（2016）年3月31日までに満18歳に達する者
 - ④ フランス共和国において、大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者で、平成28（2016）年3月31日までに満18歳に達する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、大学入学に支障のない在留資格を有する者、又は本学入学により有することとなる者
- (4) 財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が主催する日本語能力試験において、N2（日本語能力試験2級からの読みかえ可能）以上の資格を有する者

さんこう

参考 4

うつのみやだいがくへいせい ねん どがいくこくじんせいとにゆうしがくせいほしゅうようこう
宇都宮大学平成28年度外国人生徒入試学生募集要項

しゅつがんとしかく
出願資格

にほん ざいりゅう がいくこじん しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう だいにじょう に きてい べつびょう
日本に在留する外国人（「出入国管理及び難民認定法」の第二条の二に規定する別表
だいに さだ ざいりゅうしかく ゆう もの にほんごのうりよくしけん しゅとく
第二に定める在留資格を有する者）で、日本語能力試験N1を取得していること、および
じつようえいごぎのうけんていじゆん きゆういじょう てんいじょう しゅとく つぎ また
実用英語技能検定準2級以上かTOEICスコア450点以上を取得しており、次の(イ)又は
(ロ)のいずれかに該当し平成28年3月31日までに18歳に達する者。

にほんこくない しょうがっこう ねんいじょう がくねん へんにゆうがく ものまた にほん しゅうがくれき ねんい
(イ) 日本国内の小学校4年以上の学年に編入学した者又は日本での就学歴が9年以内
もの こうとうがっこう ちゅうとうきょういくがっこう そつぎょう もの へいせい ねん がつ そつぎょう
の者で、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および平成28年3月に卒業
みこ もの
見込みの者。

もんぶかがくだいじん にほん こうとうがっこうそうとう してい がいくじんがっこう もんぶかがくしょう
(ロ) 文部科学大臣が日本の高等学校相当として指定している外国人学校（文部科学省
わくに こうとうがっこうそうとう してい がいくじんがっこう しゅうりょう もの
「我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校」）を修了した者およ
び平成28年3月に修了見込みの者。（12年未満の課程の場合には、さらに指定され
じゅんびきょういくかてい もんぶかがくだいじんしていじゅんびきょういくかてい しゅうりょう ひつよう
た準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程）を修了する必要がある）

2 提言にならなかった議論

(1) 提言の措置状況報告の改善

提言は、提言を出した時の社会情勢、行政の取組状況を調査・学習した上で、出しています。提言の措置状況の報告は、施策反映方向の欄に、「過去の状況を含む」の記述があります。この書き方では、行政が提言後に対応したのか、提言の前の活動なのか、読み手が分かりません。欄を分けて、「施策反映方向」及び「過去の状況（県に提言する前までの取組み）」としてほしいです。

このようにすることで、外国籍県民かながわ会議の提言を行政が活かしているのかどうか明確になり、提言を受けた県の取組の積極さをアピールできます。

(2) 委任就任時の委員への情報提供の充実

ア 会議運営

委員に就任した時に、外国籍県民かながわ会議の仕組みを行政が説明していますが、会議は自主運営となっており、委員は何ができるのか、戸惑いを感じます。実際に運営した過去の委員長・副委員長から会議の運営方法の紹介をしてもらい、蓄積された「知」を参考にできるよう、就任時に経験者から会議の工夫の情報提供を実施してほしいです。

就任時の会議に経験者からの情報を提供することで、会議を開始した当初から過去の委員の経験を活かすことができると同時に、外国籍県民かながわ会議の現役と過去の期の間の交流を図ることも可能となります。

イ あーすフェスタかながわ

就任時の会議の終了後に、経験者を含め「外国籍県民かながわ会議」が「あーすフェスタかながわ」の実行委員会を構成する団体であることや「あーすフェスタかながわ」で会議の広報などを行っていること伝える時間を設けてほしいです。

このことによって、「あーすフェスタかながわ」の企画委員を増やすこと、外国籍県民かながわ会議の現役と過去の委員間の交流を図ることが可能となります。委員を経験した者の交流を通じて、外国籍県民のネットワークづくり自体が外国籍県民のエンパワーメントの一つになります。

(3) 外国人同士の情報の流通について

今や、外国籍県民は支援の受け側としてだけでなく、担い手になろうと

どりよく ます。まどぐち ちじん しえんしゃ まどぐちしょくいん たす やくわり
努力をしています。窓口^{まどぐち}に知人^{ちじん}の支援者^{しえんしゃ}として、窓口職員^{まどぐちしょくいん}を助ける役割^{たくわり}
を果たす^は人^{ひと}たちは増え^ふ、窓口^{まどぐち}によっては、言語面^{げんごめん}の支援^{しえん}をするために雇用^{こよう}
される外国籍^{がいこくせきけんみん}県民^{けんみん}もいます。

さらに、こま ひと せっきよくてき しえん いま むず がい
さらに、困^{こま}っている人^{ひと}を積極的^{せっきよくてき}に支援^{しえん}したいが今^{いま}は難^{むず}しい、という外^{がい}
国籍^{こくせきけんみん}県民^{けんみん}はいます。外国人^{がいこくじん}を支援^{しえん}できる県民^{けんみん}であることを認定^{にんてい}する制度^{せいど}を
もう けんとう けんとう にんてい しえん
設^{もう}けることを検討^{けんとう}しましたが、認定^{にんてい}するためにはどのような知識^{ちしき}が必要^{ひつよう}か
を決^きめ研修^{けんしゅう}や制度^{せいど}の広報^{こうほう}、知^しり合^あいでない他人^{たにん}同^{どう}士^しであると個人^{こじん}情報^{じょうほう}の
アクセス^しの仕^{しかた}方^{かた}、管^{かん}理^り方法^{ほうほう}、さら^{さら}に、通^{つう}訊^{しん}など^なを^をした^{した}時^{とき}の免^{めん}責^{せき}も必要^{ひつよう}にな
ります。

どのようにすれば、がいこくせきけんみん とく かいぎ まな いいん た
どのよう^たにすれば、外国籍^{がいこくせきけんみん}県民^{けんみん}（特に^{とく}、この会議^{かいぎ}で学^{まな}んだ委員^{いいん}）が、他^た
の外国籍^{がいこくせきけんみん}県民^{けんみん}のサポ^{せいど}ート^{こうほう}ができるか、継^{けい}続^{ぞく}的^{てき}な議^ぎ論^{ろん}がより良^よい社^{しゃ}会^{かい}づくり
につな^{かんが}がると考^{かんが}えます。

3 会議活動状況

(1) 会議開催状況 (本会議13回)

かい 回	かいさいび 開催日・場所	おも きょうぎじこう 主な協議事項
1	2014. 11. 29 (土曜日) かながわけんちょうしんちょうしゃ 神奈川県庁新庁舎5 かいだい かいぎしつ 階第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわこくさいせいさくすいしんこんわかい みやじまかいちょう から こうわ 講話があった。 ・じむきょく がいこくせきけんみん かいぎ もくてき 事務局から、外国籍県民かながわ会議の目的 うんえいほうほう せつめい や運営方法などについて説明があった。 ・いいん じ こしょうかいとう おこな 委員の自己紹介等を行った。
2	2015. 1. 31 (土曜日) かながわけんみん かながわ県民センター かいだい いちかいぎしつ 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・いいん ごせん けっか いいんちょう なかむら 委員の互選の結果、委員長に中村ノーマン いいん ふくいんちょう みやじま 委員を、副委員長に宮嶋ジャネット委員と劉挺 委員をそれぞれ選出した。 ・だい き ねんかん かいぎ すす かた 第9期(2年間)の会議の進め方について きょうぎ 協議した。 ・かくいいん だい き はな あ 各委員から、第9期で話し合いたいテーマに ついて、発表した。 ・だい かい だい かいかいぎ についで けつてい 第3回、第4回会議の日程を決定した。
3	2015. 2. 21 (土曜日) かながわけんみん かながわ県民センター かいだい いちかいぎしつ 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・こんかい かいぎ ぎろん 今回の会議で議論したいテーマについて意見 こうかん おこな 交換を行った。 ・じかい かいぎ ないよう かくにん 次回会議の内容について確認した。 ・だい かいかいぎ についで かくにん 第4回会議の日程を確認した。
4	2015. 3. 29 (日曜日) かながわけんみん かながわ県民センター かいだい いちかいぎしつ 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわけん がいこくせきしえん おも とりく こうえき 神奈川県の外国籍支援の主な取組み、公益 ざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん がいようせつめい 財団法人かながわ国際交流財団の概要説明を おこな 行った。 ・ぶかい せっち ぶかいちょう せんしゅつ いいん ぶかい 部会の設置、部会長の選出、委員の部会 しよぞく けつてい 所属を決定した。 ・こんご かいぎについで かくにん 今後の会議日程を確認した。

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎじこう 主な協議事項
5	2015. 6. 13 (土曜日) かながわ県民センター 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 教育文化部会では、中学校夜間学級についての議論を行った。 社会生活会生活部会では、情報伝達についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備をしておくことなどについて協議した。
6	2015. 8. 23 (日曜日) かながわ県民センター 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 教育文化部会では、フリースクールについての議論を行った。 社会生活会部会では、外国人労働者についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備をしておくことなどについて協議した。
7	2015. 10. 25 (日曜日) かながわ県民センター 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 教育文化部会では、大学における外国人特別募集についての議論を行った。 社会生活会部会では、外国人に対しての情報提供についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備をしておくことなどについて協議した。
8	2015. 11. 21 (土曜日) かながわ県民センター 12階第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 全体で提言素案について議論を行った。 次回会議で検討することや、次回までに準備をしておくことなどについて協議した。

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎじこう 主な協議事項
9	2016. 1. 24 (日曜日) けんりつちきゅうしみん 県立地球市民かながわ プラザ 1 階大会議室	<p>1 かながわ国際政策推進懇話会との合同会議 がいこくせきけんみん かながわ かいぎ ・外国籍県民かながわ会議において協議中の ていげんそあん 提言素案について、かながわ国際政策推進 けんわかい がいこくせきけんみん かいぎ いけん いけん 懇話会と外国籍県民かながわ会議の委員が意見 こうかん おこな 交換を行った。</p> <p>2 外国籍県民かながわ会議単独会議 がいこくせきけんみん かいぎたんどくかいぎ ・次回会議 (2016年3月27日、日曜日) のオープ ん会議の流れや役割分担について協議した。</p>
10	2016. 3. 27 (日曜日) けんりつちきゅうしみん 県立地球市民かながわ プラザ 1 階大・中 かいぎしつ 会議室	<p>1 外国籍県民かながわ会議の提言素案の発表 がいこくせきけんみん かいぎ ていげんそあん はっぴょう ・社会生活部会、教育文化部会から、それぞれ しゃかいせいかつぶかい きょういくぶんかぶかい 提言素案の概要を発表した。</p> <p>2 提言素案についての意見聴取 ていげんそあん いけんちょうしゅ ・発表した提言素案について、会場参加者 はっぴょう ていげんそあん かいじょうさんかしゃ (県民) から意見を伺った。</p>
11	2016. 5. 21 (土曜日) けんみん かながわ県民センター かいだいいちかいぎしつ 12階第一会議室	<p>・提言素案について、第9回 (かながわ国際 ていげんそあん だい かい こくさい 政策推進懇話会との合同会議) 及び第10回 (オ せいさくすいしんけんわかい ごうどうかいぎ およ だい かい ープン会議での会場からの意見) で出された かいぎ かいじょう いけん だ 意見を確認しながら、今後の検討事項について いけん かくにん こんご けんとうじこう 協議を行った。</p>
12	2016. 7. 10 (日曜日) けんみん かながわ県民センター かいだいいちかいぎしつ 12階第一会議室	<p>・最終報告書の構成について協議を行った。 さいしゅうほうこくしょ こうせい きょうぎ おこな ・最終報告書に採用する提言項目を決定し、 さいしゅうほうこくしょ さいよう ていげんこうもく けつてい 内容について協議を行った。 ないよう きょうぎ おこな ・提言にならなかったものの扱いについて協議 ていげん あつか きょうぎ を行った。 おこな</p>
13	2016. 8. 26 (日曜日) けんみん かながわ県民センター かいだいいちかいぎしつ 12階第一会議室	<p>・報告書 (案) について確認した。 ほうこくしょ あん かくにん ・報告書の副題 (タイトル) について決定し ほうこくしょ ふくだい けつてい た。 こんご こうせい おこな ほうこくしょ かくてい ・今後、校正を行い、報告書を確定させること けつてい を決定した。</p>

おも かつどうとう
 (2) 主な活動等

ひづけ 日付	ばしょ 場所	ないよう 内容
2015. 3. 22	けんりつちきゅうしみん 県立地球市民かながわ プラザ	けんりつちきゅうしみん けんがく 県立地球市民かながわプラザを見学す るとともに、さんかいいん べんきょうかい おこな 参加委員で勉強会を行 った。
2015. 5. 23	けんみん かながわ県民センター	ほうじんた ぶん かきょうせいきょういく NPO法人多文化共生教育ネットワ ークかながわよりこうし むか けんりつ 講師を迎え、県立 こうこう がいこく 高校において、外国につながる子ども の課題等の説明があった。
2015. 6. 3	すみだくりつぶん かちゅうがっこう 墨田区立文花中学校	ぶん かちゅうがっこう やかんがつきゅうがつきゅうこうかい 文花中学校夜間学級学級公開を けんがく 見学した。
2015. 6. 26	よこはましにしきふくしほけん 横浜市西区福祉保健 かつどうきょてん 活動拠点「フクシア」	しゃかいふくしかい こくさい たぶんか 社会福祉会「国際・多文化ソーシャル ワーク研究会」において委員長が外 けんきゅうかい いいんちょう がい 国籍県民かながわ会議について説明を おこな 行なった。
2015. 11. 12	ソリッドスクエア ホール	くろいわち じ たいわ ひろば ちいきぼんかわさき 黒岩知事との対話の広場”地域版川崎 かいじょう がいこくじん く 会場にて、「外国人も暮らしやすい ちいき いいんちょう 地域づくり」をテーマに、委員長が、 ち じ ゆうしきしゃ けんみん いけん 知事、有識者とともに、県民との意見 こうかん おこな 交換を行なった。
2015. 11. 15	しょうなんこくさいむら 湘南国際村センター こくさいかいぎじょう 国際会議場	せいき えんたくかいぎ 21世紀かながわ円卓会議において、 いいんちょう がいこくせいけんみん 委員長が外国籍県民かながわ会議の せいけんかいぎ 国際会議場 説明を行なった。
2016. 2. 19	けんちやうない 県庁内	いっばんざいだんほうじんにほんこくさいきやうりよく 一般財団法人日本国際協力センター がいこくじんしゅうろう ていちゃくしえんけんしゅう に外国人就労・定着支援研修の がいよう せいけん 概要の説明があった。
2016. 3. 14	サンピアンかわさき	がいこくじんしゅうろう ていちゃくしえんけんしゅう けんがく 外国人就労・定着支援研修の見学 おこな を行なった。
2016. 5. 14	けんりつちきゅうしみん 県立地球市民かながわ プラザ	がいこくせい あーすフェスタかながわ2016外国籍 けんみん がいこくせいけんみん 県民フォーラムで外国籍県民かながわ かいぎ せいけんかいぎ おこな 会議について説明を行なった。
2016. 6. 20	たげんごしえん 多言語支援センター かいしよしき 開所式	かいしよしき おこな 開所式であいさつを行なった。

(3) 広報活動・その他の活動

ひづけ 日付	ないよう 内容
2014. 11月から 2015. 5月	「あーすフェスタかながわ2015実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ2015（開催日：2015年5月16日、17日）
2016. 2月	オープン会議（開催日2016年3月27日）のチラシ作成・発行
2015. 11月から 2016. 5月	「あーすフェスタかながわ2016実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ2016（開催日：2016年5月14日、15日）

さんこうしりょう
4 参考資料

けんないがいこくじんとうろくしゃすう すい
(1) 県内外国人登録者数の推移

平成 28 年 4 月 27 日

記者発表資料

県内の外国人数の調査結果について

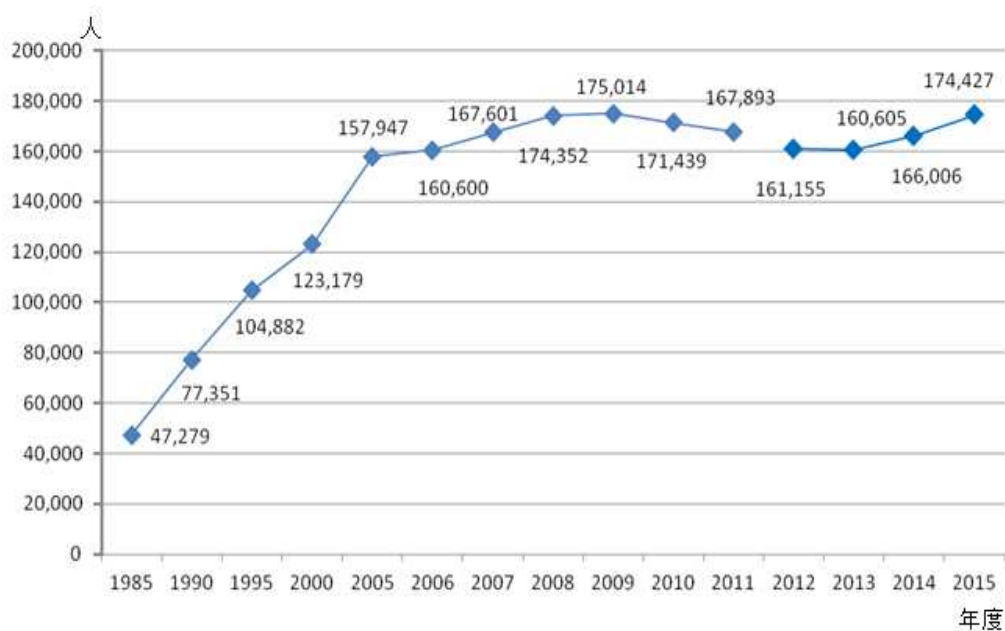
この調査結果は、2016(平成 28)年 1 月 1 日現在の**住民基本台帳上の外国人数**について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

※ 2012(平成 24)年 7 月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、住民基本台帳上の外国人数を集計しています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成 23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

1 総数及び推移

- ・ 2016(平成 28)年 1 月 1 日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数は、174,427 人となった。〈昨年調査 166,006 人から 8,421 人増〉
- ・ 県民の約 52 人に 1 人が外国籍県民〈昨年調査：約 55 人に 1 人〉
- ・ 県民比率 1.91%〈昨年調査：1.82%〉

県内外国人数の推移



※2011 年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012 年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012 年度までは 12 月 31 日現在、2013 年度以降は 1 月 1 日現在のデータ）

2 国・地域別の状況

- ・ 県内外国人の国・地域数は、168。
- ・ 中国が57,103人で全体の32.7%を占め、以下、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ブラジルと続いている。

		2011年度 (2011.12.31)	2012年度 (2012.12.31)	2013年度 (2014.1.1)	2014年度 (2015.1.1)	2015年度 (2016.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	56,096	55,259	52,518	54,520	57,103
	構成比(%)	33.4	34.3	32.7	32.8	32.7
2位	国・地域	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮
	外国人数(人)	32,372	30,660	29,854	29,355	29,165
	構成比(%)	19.3	19.0	18.6	17.7	16.7
3位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	18,426	17,696	17,911	18,482	19,053
	構成比(%)	11.0	11.0	11.2	11.1	10.9
4位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	10,257	9,002	8,304	8,532	10,852
	構成比(%)	6.1	5.6	5.2	5.1	6.2
5位	国・地域	ペルー	ペルー	ベトナム	ブラジル	ブラジル
	外国人数(人)	7,459	6,762	7,124	7,864	7,699
	構成比(%)	4.4	4.2	4.4	4.7	4.4

※ 2011 年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012 年度以降は住民基本台帳上の外国人数

※ 2012 年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013 年度調査から別に集計しています（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました）。

なお、詳しい内容は、神奈川県国際課のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/>

市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2016(平成28)年1月1日現在)

国・地域数168

	全合計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	ペルー	米国	台湾	タイ	インド	ネパール	インドネシア	リビア	その他155
県合計	174,427	57,103	29,165	19,053	10,852	7,699	6,184	4,878	4,327	3,957	3,725	3,384	1,975	1,836	20,289
横浜市	81,423	33,621	13,670	6,884	3,714	2,291	1,233	2,236	2,404	1,504	1,960	2,082	829	521	8,474
鶴見区	10,373	3,994	1,615	1,176	334	1,041	394	107	195	119	157	334	80	15	812
神奈川区	5,539	2,350	1,074	396	206	69	30	162	145	77	58	358	55	38	521
西区	3,800	1,535	634	205	200	17	26	112	102	72	50	302	48	36	461
中区	15,506	8,652	2,263	709	218	88	35	580	740	296	291	156	35	35	1,408
南区	8,327	4,033	1,598	966	298	31	55	111	291	206	48	106	50	25	509
港南区	2,123	772	537	243	84	36	15	62	50	62	18	40	25	4	175
保土ヶ谷区	4,449	1,947	748	356	179	36	16	64	100	72	227	214	57	51	382
旭区	2,263	764	457	285	117	20	25	49	50	62	14	69	26	31	294
磯子区	3,703	1,742	596	399	71	180	97	82	98	53	59	65	19	30	212
金沢区	2,279	617	376	185	134	103	285	93	48	41	36	55	39	1	266
港北区	5,591	1,656	1,136	497	185	112	36	253	190	103	67	221	76	124	935
緑区	3,035	928	365	313	84	182	38	54	52	58	526	15	92	22	306
青葉区	3,407	1,007	633	209	133	59	36	224	99	68	93	24	100	13	709
都筑区	2,687	459	537	258	152	109	25	87	95	50	213	20	28	42	612
戸塚区	3,361	1,469	523	268	200	130	50	91	55	63	95	34	57	15	311
栄区	949	309	214	109	86	16	11	46	34	27	5	1	3	4	84
泉区	2,533	953	176	140	764	37	30	30	28	41	1	21	10	10	292
瀬谷区	1,498	434	188	170	269	25	29	29	32	34	2	47	29	25	185
川崎市	32,991	11,326	7,826	3,849	1,734	727	465	759	866	574	814	692	319	171	2,869
相模原市	11,449	3,654	1,726	1,715	645	302	274	297	234	305	236	145	111	61	1,744
横須賀市	4,929	737	921	1,314	169	172	303	426	113	103	15	160	88	11	397
平塚市	4,320	716	394	755	233	654	182	61	48	109	29	38	55	5	1,041
鎌倉市	1,232	217	310	65	24	15	7	135	46	42	21	17	24	7	302
藤沢市	5,356	944	802	379	432	559	553	198	97	168	44	47	92	282	759
小田原市	1,830	468	320	424	118	104	51	34	16	47	12	24	49	9	154
茅ヶ崎市	1,553	343	290	216	49	85	14	94	51	89	16	38	33	6	229
逗子市	417	43	116	38	7	1	2	79	21	14	10	5	2		79
三浦市	268	56	43	44	19	11	1	24	7	9			28		26
秦野市	2,978	471	205	176	422	421	387	37	31	94	29	3	12	1	689
厚木市	5,880	1,113	478	631	1,060	385	637	59	89	167	217	4	67	170	803
大和市	5,848	1,256	815	763	676	289	699	96	108	201	29	55	53	58	750
伊勢原市	1,658	339	119	226	405	144	72	14	25	20	34	18	46	1	195
海老名市	2,193	382	254	199	238	167	115	62	33	86	189	6	10	158	294
座間市	2,429	577	310	393	177	120	130	99	45	76	36	9	23	94	340
南足柄市	373	133	43	56	7	50	2	7	3	6	1	11		1	53
綾瀬市	2,953	205	178	223	548	555	210	44	23	174	6	5	65	228	489
葉山町	221	19	42	13			1	53	3	7	5	4	3		71
寒川町	617	69	63	64	87	96	45	7	11	25	4		35	26	85
大磯町	143	32	19	23				20	6	6		1	2		34
二宮町	154	28	20	17	1	15	26	8	4	3	5	5	1		21
中井町	234	12	5	150	3	18	32	1		2					11
大井町	66	27	10	7	4	4	1	1	3	3					6
松田町	56	10	11	17		6	1	3		1			1		6
山北町	64	28	6	12	7	2				5				2	2
開成町	103	15	14	14	2	24	12	3		3	2	8	1		5
箱根町	187	41	35	16	3	19		7	30	1	4	6	3	1	21
真鶴町	47	12	11	10		2		1		3		1			7
湯河原町	273	38	74	52	6	7	56	6	6	6	3			1	18
愛川町	2,168	169	35	303	61	450	673	6	3	104	4		23	22	315
清川村	14	2		5	1	4		1	1						

神奈川県民局くらし県民部国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人数（2016（平成28年1月1日現在））

全合計	174,427	ブルガリア	34	モンテネグロ	2	アンゴラ	2
アジア(38)	143,490	ベラルーシ	25	アフリカ(43)	1,581	北米(19)	6,223
アフガニスタン	52	クロアチア	14	アルジェリア	11	バハマ	2
アラブ首長国連邦	21	チェコ	38	ボツワナ	1	ベリーズ	1
ミャンマー	481	デンマーク	34	カメルーン	29	カナダ	797
ブータン	9	エストニア	12	中央アフリカ	4	コスタリカ	26
ハンガリー	869	フィンランド	45	コンゴ共和国	5	キューバ	14
ブルネイ	2	フランス	818	コンゴ民主共和国	37	ドミニカ共和国	168
カンボジア	1,680	ドイツ	847	カーボベルデ	1	ドミニカ	1
スリランカ	1,836	ギリシャ	38	コモロ	1	エルサルバドル	15
中国	57,103	ハンガリー	57	ベナン	8	グアテマラ	13
台湾	4,327	アイスランド	2	ジブチ	2	ハイチ	4
キプロス	2	アイルランド	83	エチオピア	18	ホンジュラス	10
東ティモール	10	イタリア	277	ガボン	2	ジャマイカ	49
インド	3,725	キルギス	36	ガーナ	316	メキシコ	215
インドネシア	1,975	カザフスタン	28	ギニア	24	ニカラグア	13
イラン	500	ルクセンブルク	7	ガンビア	4	パナマ	4
イラク	8	ラトビア	6	コートジボワール	22	セントビンセント	2
イスラエル	28	リトアニア	23	ケニア	66	トリニダード・トバゴ	10
ヨルダン	12	マルタ	1	リベリア	1	米国	4,878
韓国・朝鮮	29,165	モルドバ	18	リビア	1	グレナダ	1
クウェート	1	マケドニア	1	レソト	1	南米(11)	15,855
ラオス	1,224	オランダ	146	マダガスカル	8	アルゼンチン	623
レバノン	9	ノルウェー	34	マリ	31	ボリビア	691
マレーシア	934	ポーランド	125	モロッコ	49	ブラジル	7,699
モンゴル	600	ポルトガル	47	マラウイ	5	チリ	37
オマーン	7	ルーマニア	214	モリシャス	13	コロンビア	293
モルディブ	3	ロシア	782	モザンビーク	12	エクアドル	40
ネパール	3,384	サンマリノ	1	ナイジェリア	436	ガイアナ	2
パキスタン	1,029	スペイン	231	ナミビア	2	パラグアイ	231
フィリピン	19,053	スウェーデン	137	ルワンダ	7	ペルー	6,184
カタール	14	スイス	108	セネガル	121	ウルグアイ	7
サウジアラビア	167	トルクメニスタン	12	シエラレオネ	1	ベネズエラ	48
シリア	33	タジキスタン	5	スーダン	8	オセアニア(9)	852
シンガポール	247	英国	1,458	スワジランド	1	オーストラリア	637
タイ	3,957	ウクライナ	188	タンザニア	113	フィジー	16
トルコ	165	ウズベキスタン	99	トーゴ	6	ミクロネシア	8
ベトナム	10,852	アルメニア	1	チュニジア	36	ニュージーランド	179
イエメン	3	アゼルバイジャン	13	ウガンダ	27	パプアニューギニア	1
ハレスチナ	3	ジョージア(グルジア)	2	南アフリカ共和国	50	パラオ	3
ヨーロッパ(48)	6,203	スロベニア	6	エジプト	68	ソロモン	1
アルバニア	2	スロバキア	10	ブルキナファソ	7	トンガ	3
オーストリア	55	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6	ザンビア	7	サモア	4
ベルギー	68	セルビア	7	ジンバブエ	17	無国籍・その他	223

神奈川県県民局くらし県民部国際課調べ

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。
 ※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

(2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱

(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

うんえいとう
(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民局くらし県民部国際課において処理する。

ほそく
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要

じこう べつ さだ
な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

けいか そち
(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人
とうろくほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい がいこくじんとうろくげんびょう とうろく
登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されて
いた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に記録されている者につ
いては、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に
かいせいご ようこうだい じょうだい こうだい ごう きてい じゅうみんきほんだいちょう
記録されている者とみなす。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

(傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

第6条 外国籍県民会議の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

(解任の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解任を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞任の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められると

- き。
- (3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

補充の申出

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

委任

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(4) 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができ

る。

じっしさいもく
(実施細目)

だい じょう ようりょう さだ じこう いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか さだ
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定
める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

5 外国籍県民かながわ会議（第9期）委員名簿

しめい ごじゅうおんじゅん
(氏名の五十音順)

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきん ざいがくち 在住・在勤・在学地
おん ようけん 温 耀権	よこはまし 横浜市
かわもとよしのり 河本良則ファビオ	かわさきし 川崎市
きの ひとし 紀 仁	やまとし 大和市
くらはし 倉橋ジェラルデン	よこはまし 横浜市
こみね れい 小峰 麗	よこはまし 横浜市
そう せい 宋 清	ざまし 座間市
ちゃん がぶすく 張 甲夙	よこはまし 横浜市
ちゃん ていんりー 陳 庭莉	よこはまし 横浜市
ちよう ひようせい 張 氷青	かわさきし 川崎市
ちよん よんぞん 鄭 榮誠	よこはまし 横浜市
なかむら 中村 ノーマン	かわさきし 川崎市
なかもり 中森 ジュリア みどり	かわさきし 川崎市
ばく よんじゅん 朴 勇俊	よこはまし 横浜市
ほりぐち たえか 堀口 妙香	ふじさわし 藤沢市
まつはし なん 松橋 南里	よこはまし 横浜市
みやさわ あいこ 宮沢 愛子	ひらつかし 平塚市
みやじま 宮嶋 ジャネット	よこはまし 横浜市
りゅう ちよんしる 柳 晴実	よこはまし 横浜市
りゅう てい 劉 挺	かわさきし 川崎市

じしょく
辞職 (2016.2)

ころんつい かるる Koronczí Karol	かわさきし 川崎市
-----------------------------	--------------

にんき へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ
任期：2014（平成26）年11月～2016（平成28）年10月

しゅっしんこくおよ ちいき
出身国及び地域

ちゅうごく にん かんこくふたり ちょうせんふたり ふたり ひとり
中国 5人、韓国 2人、朝鮮 2人、フィリピン 2人、ベトナム 1人、
ブラジル ふたり 台湾ひとり ふたり ひとり
スロバキア ひとり
スロバキア 1人

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第9期）最終報告

いっぽさき たぶん かきょうせいかながわ めざ
一歩先への多文化共生神奈川を目指して

へいせい ねん がつ
2016（平成28）年10月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんけんみんきょく けんみんぶこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民局 暮らし県民部国際課

ゆうびんぼんごう
郵便番号 231-8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおどおり
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f385/>